

外来種対策の推進に関する

政策評価書

令和4年2月

総務省

前 書 き

「外来種」とは、一般的には、人によって本来の生息・生育地からそれ以外の地域に持ち込まれた生物をいい、我が国の野外に生息する外国起源の外来種の数、2,000種を超えるといわれている。アメリカザリガニやウシガエル、ホテイアオイ等は身近な動植物であるが、外国起源の外来種である。このような外来種は、特に明治時代以降、人の移動や物流が活発になる中で、我が国に持ち込まれてきた。これらの中には、様々な被害を及ぼすものがある。このため、法律により取引や飼養を規制したり、政府の計画等に沿って防除等が行われたりするなどの対策が講じられてきた。

しかし、例えば、ペットとして人気種であったアライグマは、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）に基づく特定外来生物に指定され、防除の取組も行われてきたが、その生息分布域は10年前に比べて約3倍に拡大し、農作物の食害等も生じている。また、こう傷等により人の生命・身体に被害を及ぼすヒアリが平成29年6月に国内で初めて確認されている。外来種対策は、終わりなく、不断の取組が必要な政策と考えられる。

本政策評価は、以上のような状況を踏まえ、外来種対策の推進に関する政策について評価を行おうとするものである。その際、具体的な取組の実態を知るため、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されている外来種のうち、その定着段階等に応じて四つの外来種（ヒアリ、アライグマ、オオキンケイギク及びセイヨウオオマルハナバチ）を選んで対策の取組状況を実地に調査したものである。

この評価結果を踏まえ、関係行政機関においては、その政策の改善に取り組むことを期待する。

目 次

第1 評価の対象とした政策等

- 1 評価の対象とした政策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期・・・・・・・・1
- 3 評価の観点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 4 政策効果の把握の手法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 5 調査対象機関等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 6 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項・・・・・・・・2
- 7 政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項・・・・・・・・2

第2 評価の対象とした政策の概要等

- 1 外来種対策の推進に関する政策の背景・経緯・・・・・・・・3
- 2 外来種対策の推進に関する政策の効果の把握・・・・・・・・8

第3 政策効果の評価結果等

- 1 定着予防外来種（ヒアリ）・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 2 総合対策外来種（アライグマ）・・・・・・・・・・・・・・・・23
- 3 総合対策外来種（オオキンケイギク）・・・・・・・・35
- 4 産業管理外来種（セイヨウオオマルハナバチ）・・・・48
- 5 外来種対策の評価の課題について・・・・・・・・63

- 関係資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67